

## 8章. 防災指針

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図り、当該指針に基づく具体的な取組みを定めるものです。

洪水等の災害ハザードエリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難な状況です。

このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。また、居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組みも併せて必要です。

こうしたことから、本章では災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保に向けた取組みの方針及び具体的な取組みを位置付けます。

なお、防災指針の検討は、国土交通省の「立地適正計画作成の手引き」を参照し、以下のような構成とします。

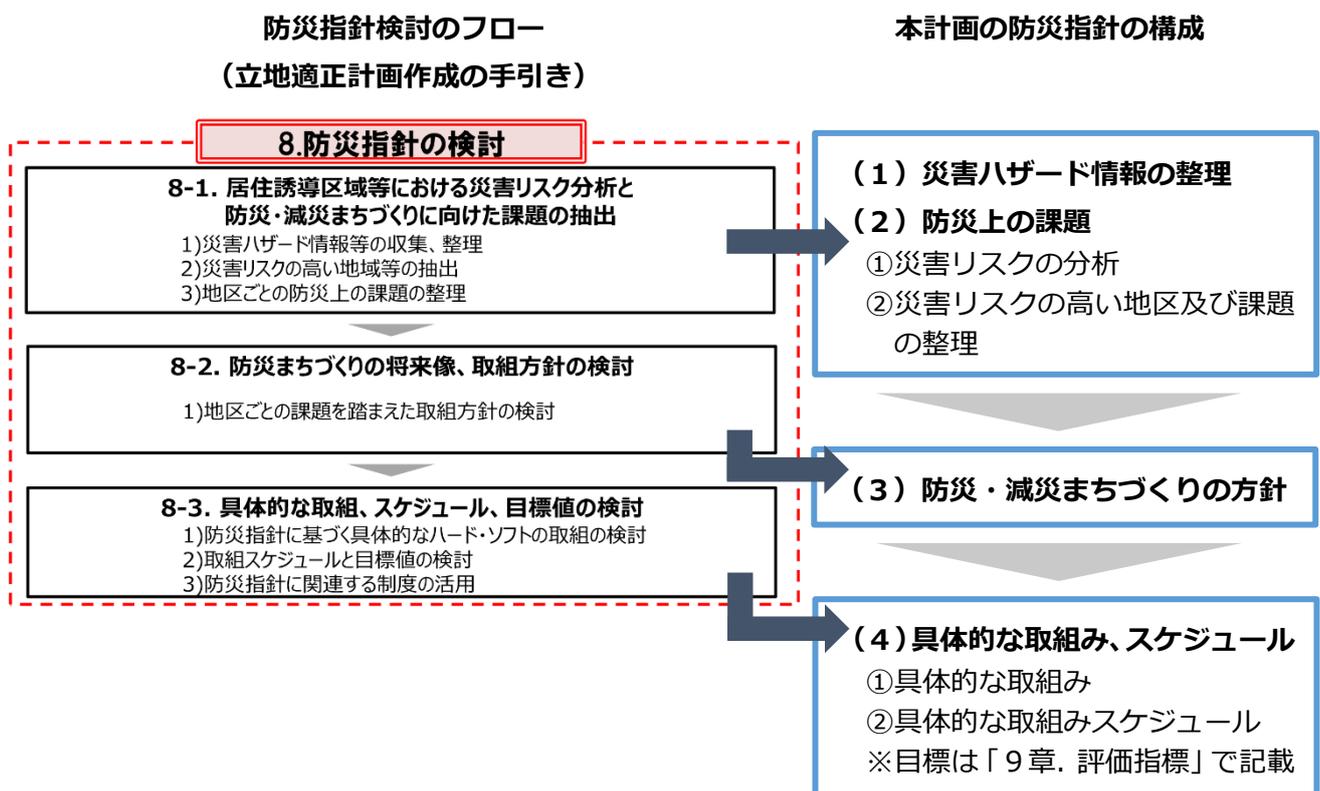


図8-1 防災指針の構成

## (1) 災害ハザード情報の整理

本市における災害ハザード情報について、「土砂災害」と「水害」に区分して以下に整理します。

表8-1 災害ハザード情報

災害種別		災害ハザード情報	備考
土砂災害		○土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定
		○土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定
		○大規模盛土造成地	大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインにより抽出された盛土造成地
水害	洪水	【計画規模降雨（L1）】 ○洪水浸水想定区域	水防法に規定する浸水想定区域 ※河川整備において基本となる降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの
		【想定最大規模降雨（L2）】 ○洪水浸水想定区域 ○浸水継続時間 ○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ○家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	水防法に規定する浸水想定区域 ※想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの
	ため池	○ため池浸水想定区域	ため池ハザードマップ作成の手引きにより設定された農業用ため池の浸水想定区域 ※ため池が大地震等により決壊した場合を想定

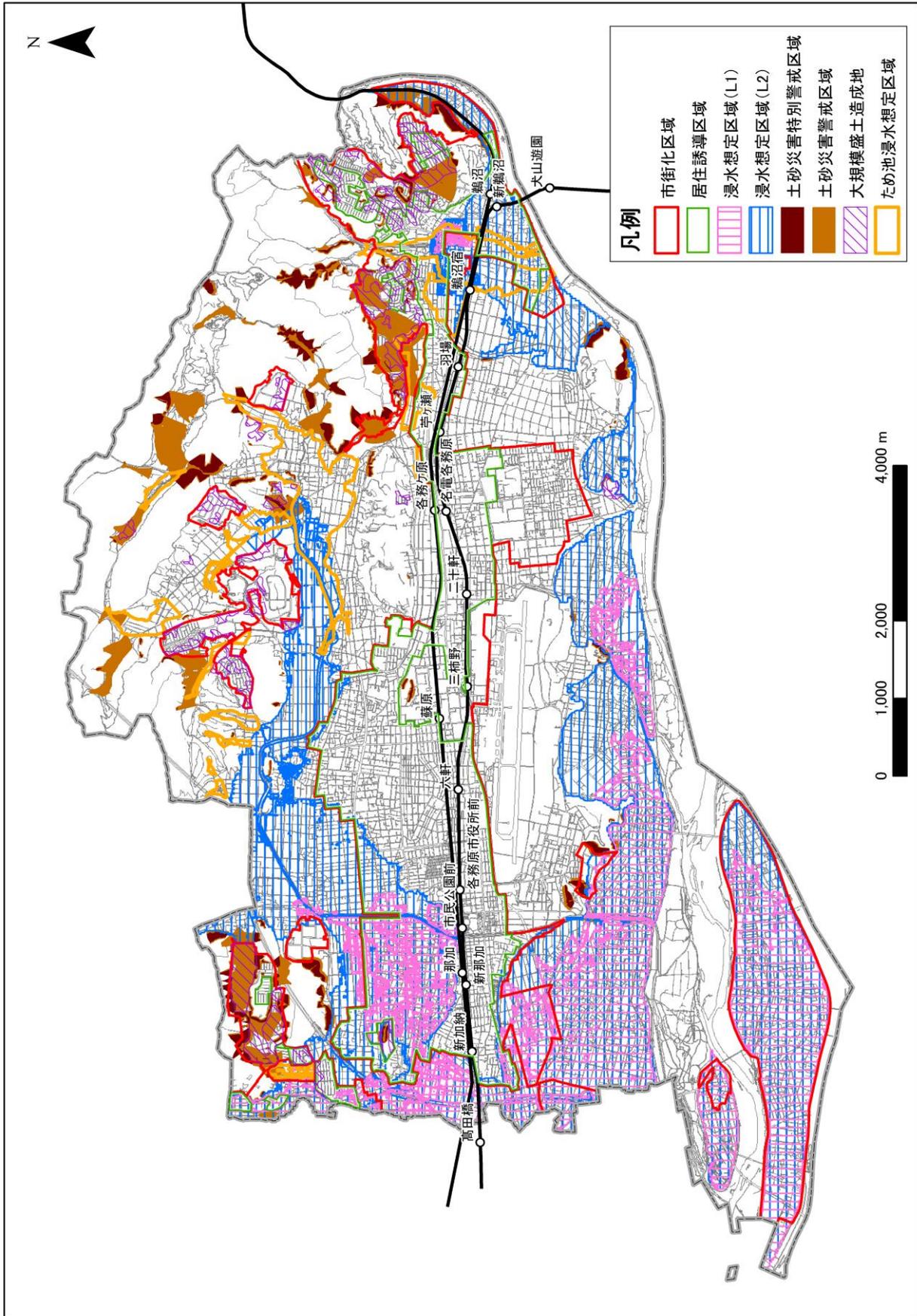


図8-2 本市における災害ハザードの分布状況

## (2) 防災上の課題

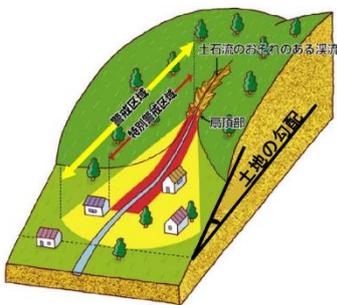
### ① 災害リスクの分析

#### ■ 土砂災害

居住誘導区域から除外した土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、市北部の大規模住宅団地を中心に分布しています。また、大地震時に滑動崩落等の恐れがある大規模盛土造成地についても同様に市北部を中心に分布しています。このような土砂災害のリスクが高く、住宅等が多く分布する地域を、災害リスクが高い地区として抽出します。

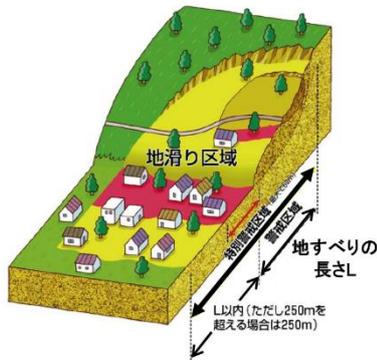
#### 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



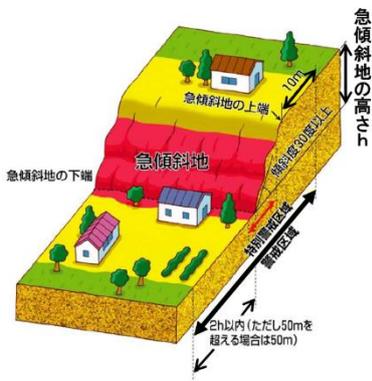
#### 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



#### 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



・土地の勾配2度以上

・地滑りの長さの2倍以内 ※1

※1 ただし250mを超える場合は250m

・急傾斜地上端から10m ※2  
・急傾斜地下端から高さの2倍以内

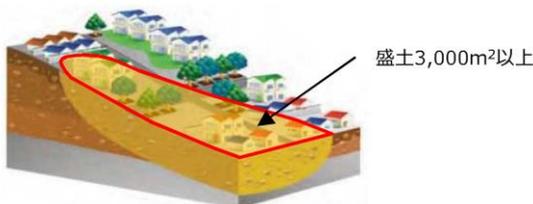
※1 ただし50mを超える場合は50m

※市内において「地滑り」により指定された土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域はありません。

【資料：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)】

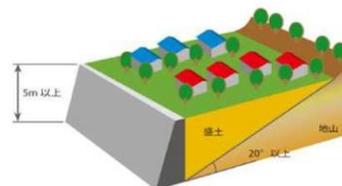
図8-3 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定範囲（イメージ）

① 盛土の面積が**3,000m<sup>2</sup>以上**



谷埋め型大規模盛土造成地（イメージ）

② 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が**20度以上**で、かつ、**盛土の高さが5m以上**



② 腹付け型大規模盛土造成地（イメージ）

【資料：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)】

図8-4 大規模盛土造成地の要件

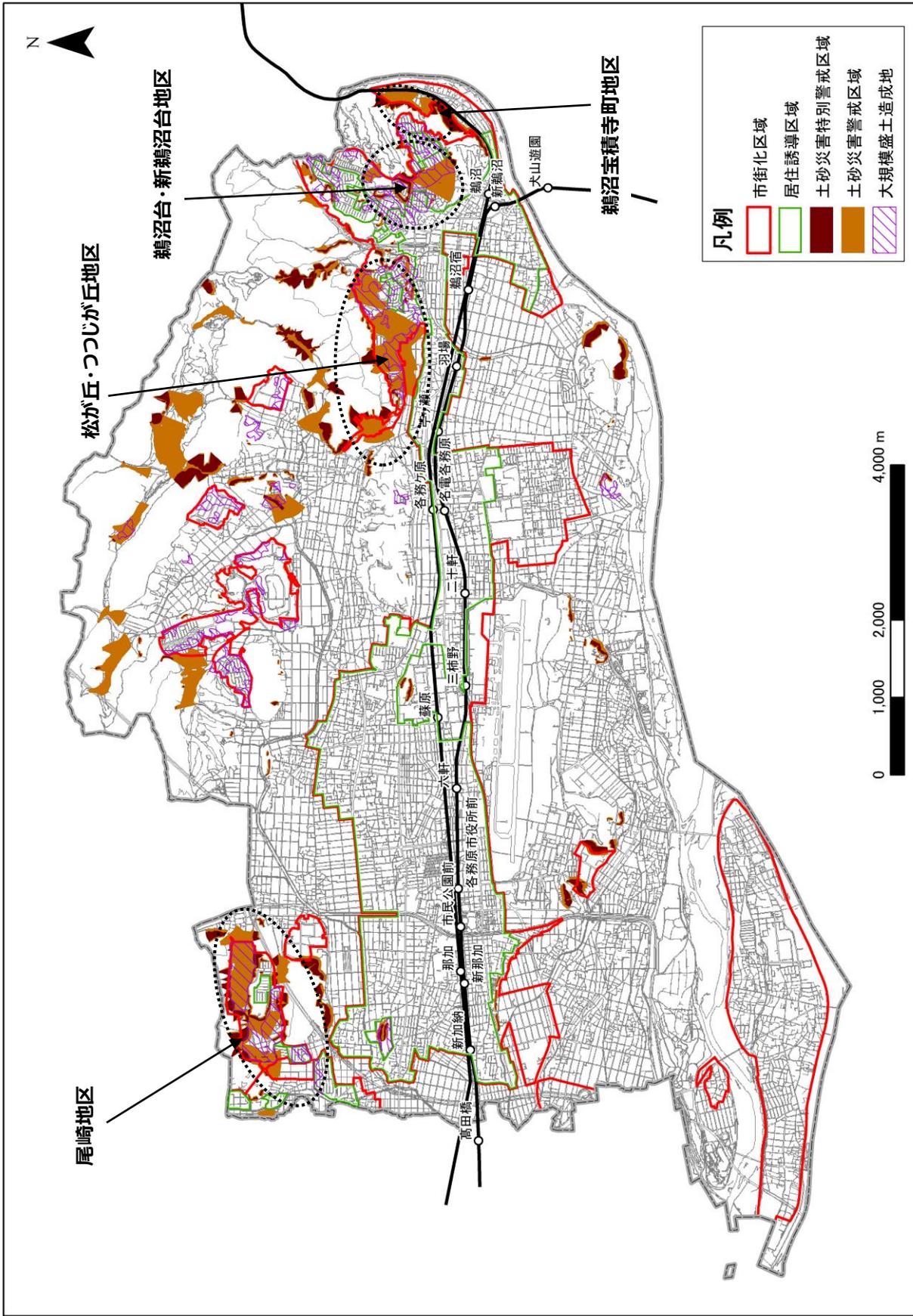


図8-5 災害リスクの高い地区の抽出（土砂災害）

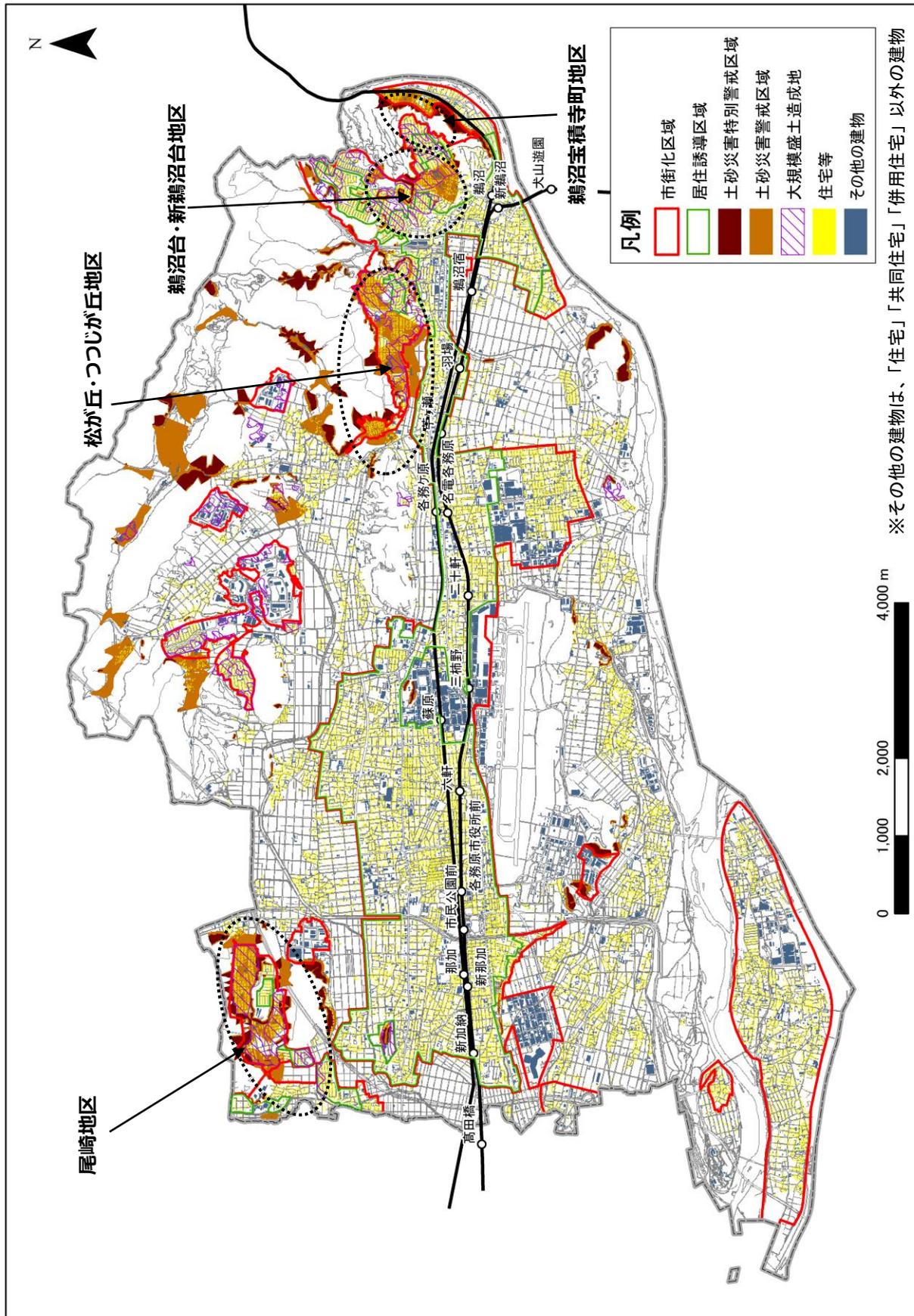
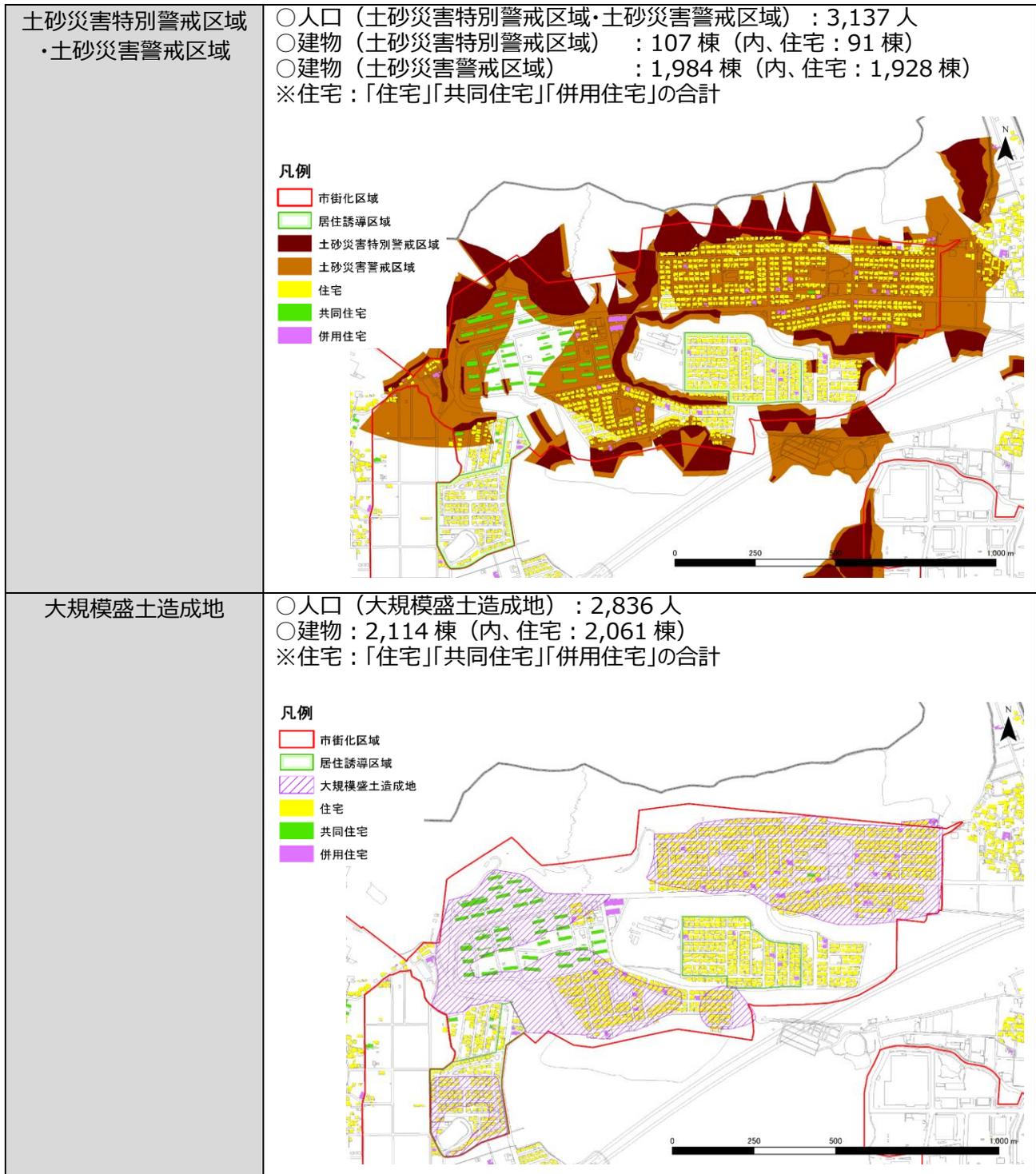


図8-6 災害リスクの高い地区における建物の分布（土砂災害）

## 【尾崎地区】

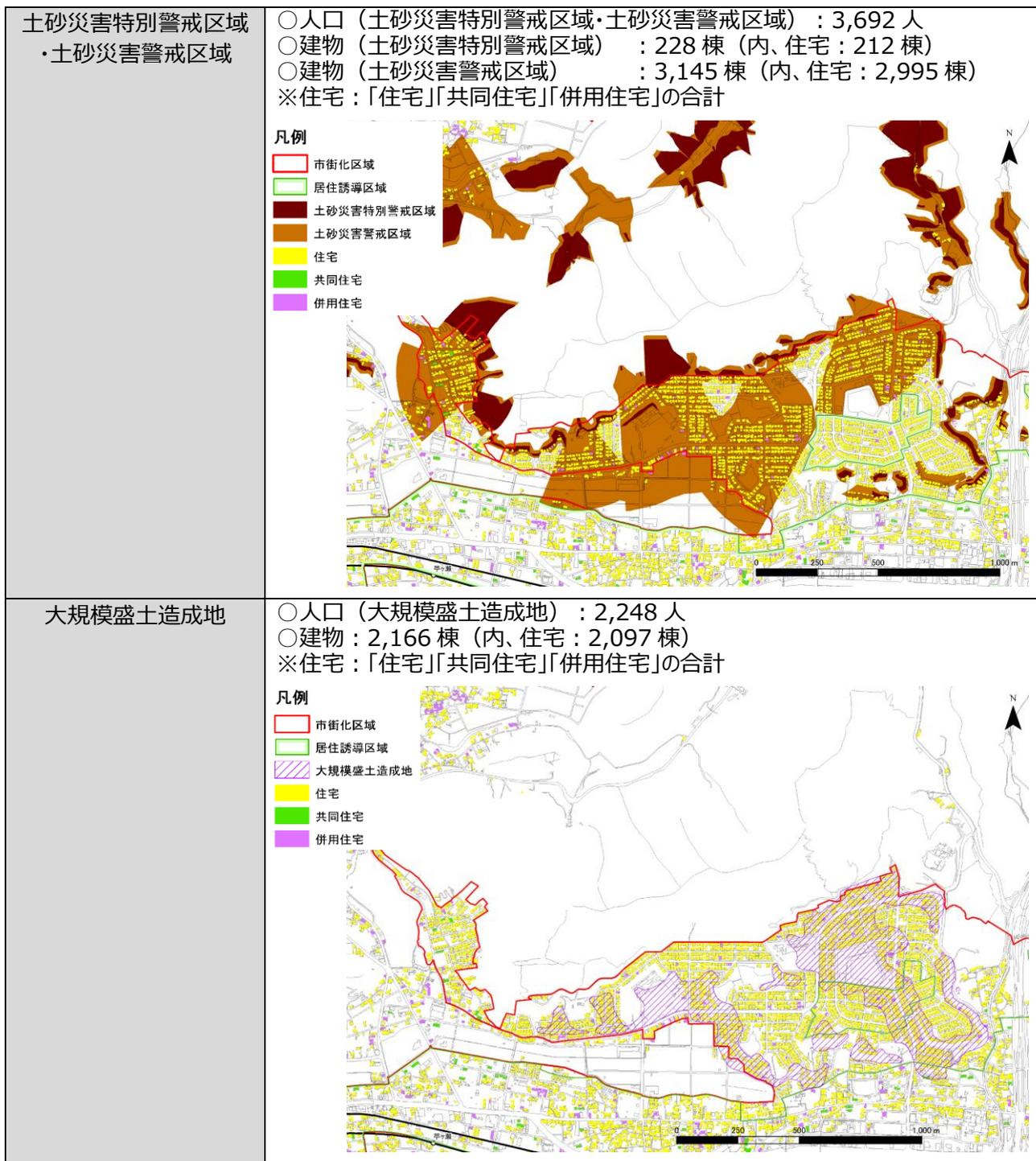
尾崎地区は、土地区画整理事業により整備された大規模住宅団地の広い範囲が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定され、住宅や共同住宅が多く立地しています。また、同地区には大規模盛土造成地もみられます。



※人口（平成27（2015）年国勢調査）は、災害リスクが高い区域（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地）と重なる小地域の人口を集計（区域を跨る場合は面積按分）

### 【松が丘・つつじが丘地区】

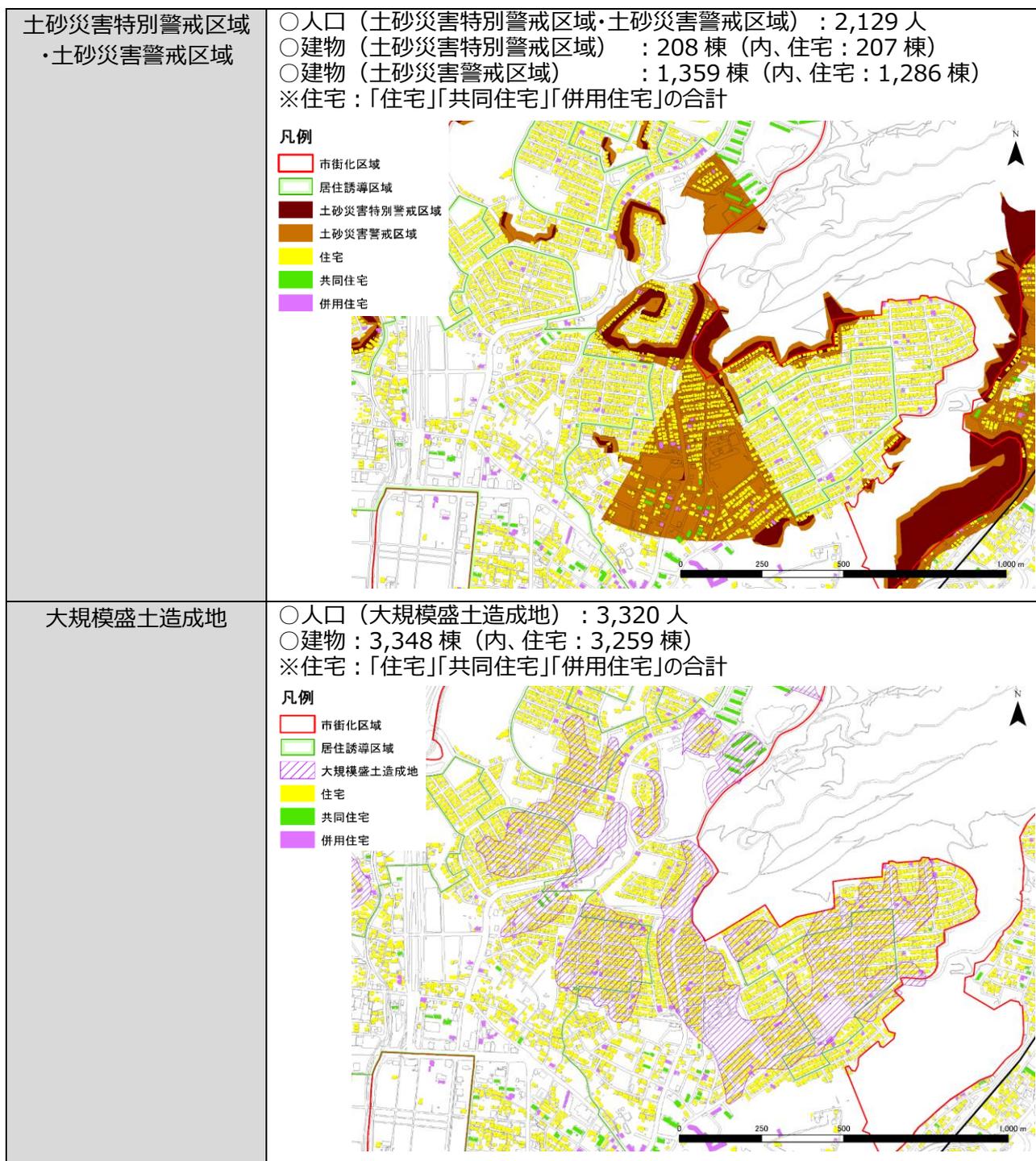
松が丘・つつじが丘地区は、宅地開発により整備された大規模住宅団地の広い範囲が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定され、住宅が多く立地しています。また、同地区には大規模盛土造成地もみられます。



※人口（平成27（2015）年国勢調査）は、災害リスクが高い区域（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地）と重なる小地域の人口を集計（区域を跨る場合は面積按分）

### 【鵜沼台・新鵜沼台地区】

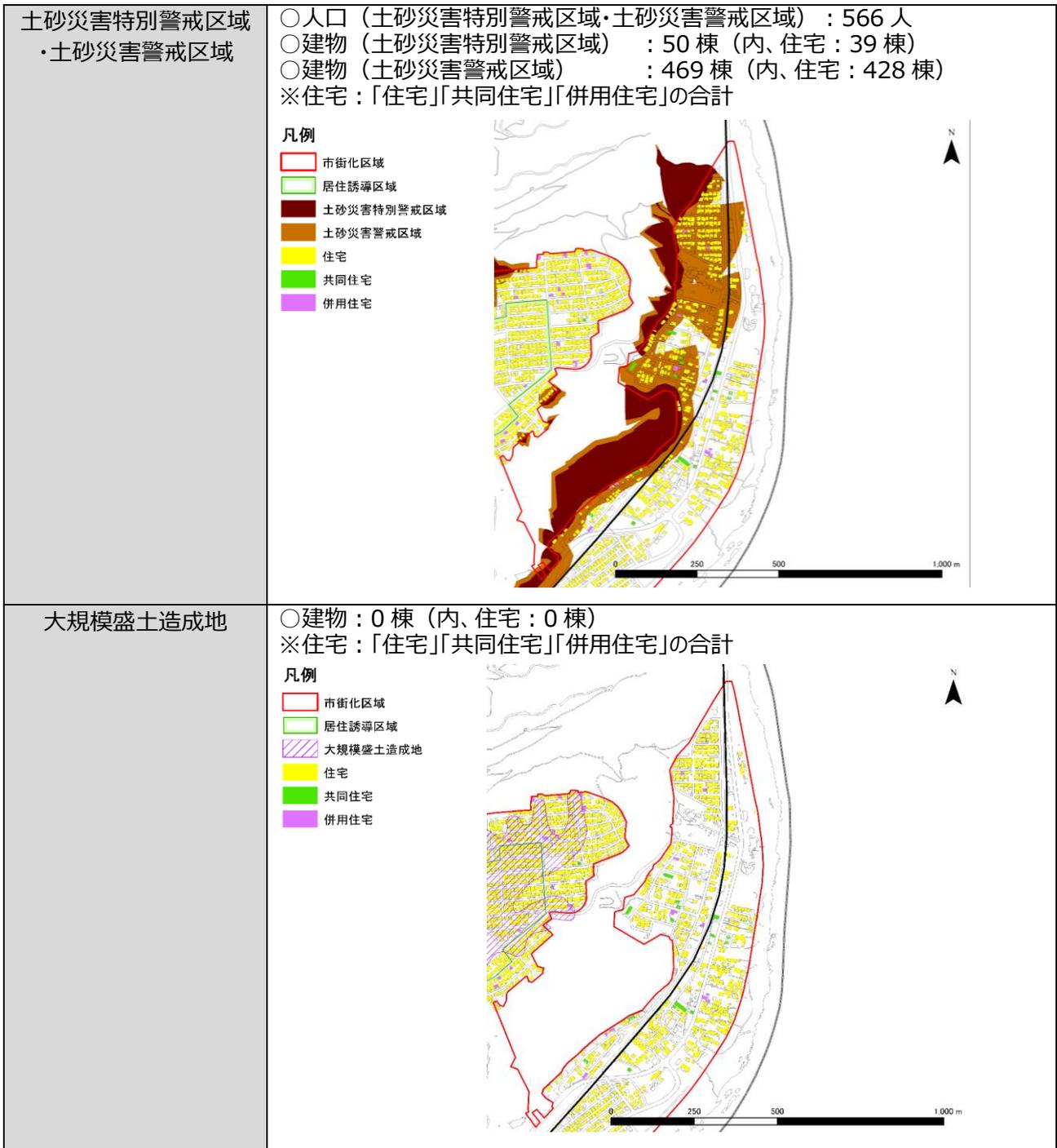
鵜沼台・新鵜沼台地区は、宅地開発により整備された大規模住宅団地である鵜沼台の一带や、新鵜沼台の一部が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定され、住宅が多く立地しています。また、鵜沼台及び新鵜沼台の広い範囲で大規模盛土造成地がみられます。



※人口（平成27（2015）年国勢調査）は、災害リスクが高い区域（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地）と重なる小地域の人口を集計（区域を跨る場合は面積按分）

**【鶴沼宝積寺町地区】**

鶴沼宝積寺町地区は、土地区画整理事業により整備された広い範囲が土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定され、住宅が多く立地しています。一方、大規模盛土造成地はみられません。



※人口（平成27（2015）年国勢調査）は、災害リスクが高い区域（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地）と重なる小地域の人口を集計（区域を跨る場合は面積按分）